

## 西宮市消費者団体連絡会補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 西宮市消費者団体連絡会に交付する補助金(以下「消団連補助金」という。)については、「補助金等の取扱に関する規則」(昭和58年西宮市規則第81号。以下「規則」という。)の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

**第2条** 消団連補助金は、市民に対する消費者啓発事業を通じて、市民の消費生活の安定と向上に資することを目的とする。

(対象事業)

**第3条** 消団連補助金対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1)情報啓発事業

市民を対象とした啓発情報紙の発行と配布、及び消費者啓発のための各種講座・講習会・講演会・シンポジウム、パネル展示等

(2)調査研究等事業

施設見学等、消費生活に関する各種調査研究等

(3)市長が適当と認める事業

(その他)

**第4条** この要綱に定めるもののほか、消団連補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成12年6月14日から施行する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成14年7月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月17日から施行する。